

平成26年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に  
基づく対応状況等に関する調査結果報告書

平成27年12月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

平成26年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に  
基づく対応状況等に関する調査結果報告書

目次

調査の概要	1
調査結果	3
1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等	3
(1) 相談・通報対応件数	3
(2) 相談・通報者	3
(3) 事実確認の状況	4
(4) 事実確認調査の結果	4
(5) 虐待行為の類型	5
(6) 被虐待障害者等の状況	5
(7) 虐待への対応策	9
(8) 虐待等による死亡事例	10
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	10
2-1 市区町村における対応状況等	10
(1) 相談・通報対応件数	10
(2) 相談・通報者	11
(3) 市区町村における事実確認の状況	11
(4) 都道府県への報告	12
2-2 都道府県における対応状況等	12
(1) 市区町村から都道府県へ報告があった事例	12
(2) 都道府県が直接把握した事例	13
(3) 虐待の事実が認められた事例件数	13
2-3 虐待の事実が認められた事例について	14
(1) 施設・事業所の種別	14
(2) 虐待行為の類型	15
(3) 被虐待障害者の状況	16
(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況	17
(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	20
3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等	21
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数	21
(2) 相談・通報者	21
4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等	21
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数	21
(2) 相談内容に該当する機関	21
(3) 相談の対応状況	22
5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	22
(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	22
(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	24

## 調査の概要

### 【調査目的】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成 24 年 10 月 1 日）を受けて、平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

### 【調査方法】

全国 1,741 市区町村及び 47 都道府県を対象に、平成 26 年度中（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

#### ○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
  - (3) 虐待行為の類型
  - (4) 被虐待障害者等の状況
  - (5) 虐待への対応策
  - (6) 死亡事例
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
3. 使用者による障害者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談内容に該当する機関
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

#### ○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1 及び 2 における具体的内容（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）  
虐待があった施設等の種別、虐待行為の類型、被虐待障害者等の状況、行政の対応等
4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

### 【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

**【留意事項】**

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

# 調査結果

## 1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報対応件数 (表1)

平成26年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、4,458件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が4,360件、都道府県が受け付けた件数が98件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	270	東京都	306	滋賀県	120	香川県	38
青森県	27	神奈川県	258	京都府	72	愛媛県	72
岩手県	26	新潟県	59	大阪府	770	高知県	30
宮城県	48	富山県	28	兵庫県	179	福岡県	170
秋田県	23	石川県	59	奈良県	33	佐賀県	32
山形県	34	福井県	22	和歌山県	34	長崎県	37
福島県	44	山梨県	24	鳥取県	28	熊本県	45
茨城県	66	長野県	58	島根県	38	大分県	36
栃木県	22	岐阜県	42	岡山県	63	宮崎県	65
群馬県	81	静岡県	113	広島県	120	鹿児島県	71
埼玉県	165	愛知県	216	山口県	39	沖縄県	90
千葉県	184	三重県	72	徳島県	29	合計	4,458

### (2) 相談・通報者 (表2)

「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が29.8%と最も多く、次いで「本人による届出」が21.4%、「警察」が18.4%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数4,458件に対する割合を記載している。

表2 相談・通報者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計
件数	956	267	174	43	182	40	1,330	30	819	351	121	230	51	4,594
構成割合	21.4%	6.0%	3.9%	1.0%	4.1%	0.9%	29.8%	0.7%	18.4%	7.9%	2.7%	5.2%	1.1%	—

(注) 構成割合は、相談・通報件数4,458件に対するもの。



表5 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	69	東京都	110	滋賀県	56	香川県	14
青森県	5	神奈川県	99	京都府	39	愛媛県	39
岩手県	11	新潟県	37	大阪府	272	高知県	8
宮城県	27	富山県	7	兵庫県	47	福岡県	45
秋田県	12	石川県	19	奈良県	12	佐賀県	4
山形県	14	福井県	7	和歌山県	13	長崎県	23
福島県	25	山梨県	7	鳥取県	16	熊本県	18
茨城県	31	長野県	35	島根県	20	大分県	9
栃木県	5	岐阜県	13	岡山県	28	宮崎県	18
群馬県	18	静岡県	47	広島県	26	鹿児島県	19
埼玉県	77	愛知県	102	山口県	16	沖縄県	38
千葉県	67	三重県	34	徳島県	8	合計	1,666

以下、虐待判断事例件数1,666件を対象に、虐待行為の類型、被虐待障害者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

#### (5) 虐待行為の類型 (表6)

「身体的虐待」が64.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が33.0%、「経済的虐待」が22.5%、「放棄、放置」が16.4%、「性的虐待」が4.9%であった。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数1,666件と一致しない。

表6 虐待行為の類型 (複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,081	81	549	274	375	2,360
構成割合	64.9%	4.9%	33.0%	16.4%	22.5%	—

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,666件に対するもの。

#### (6) 被虐待障害者等の状況

1件の事例に対し被虐待者又は虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数1,666件に対し被虐待障害者数は1,695人、虐待者数は1,856人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

##### ア. 被虐待者の性別及び年齢 (表7、表8)

性別では「女性」が65.9%、「男性」が34.1%と、「女性」が全体の6割強を占めていた。年齢階級別では「40～49歳」が22.2%と最も多く、次いで「20～29歳」が20.4%、「50～59歳」が19.1%であった。

表7 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	578	1,117	1,695
構成割合	34.1%	65.9%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,695人に対するもの。

表8 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人数	124	345	287	376	324	185	54	1,695
構成割合	7.3%	20.4%	16.9%	22.2%	19.1%	10.9%	3.2%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,695人に対するもの。

#### イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表9）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が51.2%と最も多く、次いで「精神障害」が36.4%、「身体障害」が23.8%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数1,695人と一致しない。

表9 障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
人数	404	867	617	22	37	1,947
構成割合	23.8%	51.2%	36.4%	1.3%	2.2%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,695人に対するもの。

#### ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表10、表11）

被虐待障害者1,695人のうち、障害支援区分のある者が全体の51.6%を占めていた。認定がない者は47.2%であった。区分がある者のうち「区分3」が全体の14.6%と最も多く、次いで「区分2」が11.0%であり、「区分4」が9.4%であった。

また、行動障害がある者が全体の31.1%を占めていた。

表10 被虐待者の障害支援区分がある者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	45	186	247	160	108	129	800	20	1,695
構成割合	2.6%	11.0%	14.6%	9.4%	6.4%	7.6%	47.2%	1.2%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,695人に対するもの。

表 11 行動障害の有無

	強い行動障害 (区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	188	35	303	1,114	55	1,695
構成割合	11.1%	2.1%	17.9%	65.7%	3.2%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,695人に対するもの。

**エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表 12）**

被虐待障害者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が54.1%と最も多く、「自立支援医療」が24.2%であった。サービスの利用がない者は25.8%であった。

※1人の被虐待障害者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数1,695人と一致しない。

表 12 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市町村・都道府県が実施する事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	917	25	410	249	70	79	438	2	2,190
構成割合	54.1%	1.5%	24.2%	14.7%	4.1%	4.7%	25.8%	0.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,695人に対するもの。

**オ. 被虐待者と虐待者との同居・別居の状況（表 13）**

「虐待者と同居」が82.0%と、約8割が虐待者と同居している状況であった。

表 13 虐待者との同居・別居の状況

	同居	別居	その他	不明	合計
件数	1,366	274	24	2	1,666
構成割合	82.0%	16.5%	1.4%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,666件に対するもの。

**カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 14）**

「両親・兄弟姉妹」と同居する者が11.4%と最も多く、次いで「両親」世帯が10.7%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の43.2%を占めていた。「その他」に含まれる世帯構成のうち最も多かったのは、「兄弟姉妹世帯（配偶者・子）と同居」であり22件(1.3%)であった。

表 14 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	158	176	161	178	190	74	38	114	126	123	79	246	3	1,666
構成割合	9.5%	10.5%	9.7%	10.7%	11.4%	4.4%	2.3%	6.8%	7.6%	7.4%	4.7%	14.8%	0.2%	100.0%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,666件に対するもの。

**キ. 虐待者の性別及び年齢 (表 15、表 16)**

虐待者の性別では、「男性」が63.9%、「女性」が35.9%と、「男性」が全体の6割程度を占めていた。年齢別階級では、「60歳以上」が35.6%と最も多く、次いで「50～59歳」が23.0%、「40～49歳」が20.5%の順であった。「50歳以上」の虐待者の数は全体の半数以上を占めていた。

表 15 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,185	667	4	1,856
構成割合	63.9%	35.9%	0.2%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,856人に対するもの。

表 16 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	12	122	184	380	427	661	70	1,856
構成割合	0.6%	6.6%	9.9%	20.5%	23.0%	35.6%	3.8%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,856人に対するもの。

**ク. 被虐待障害者からみた虐待者の続柄 (表 17)**

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「父」が21.3%と最も多く、次いで「母」が20.2%、「兄弟姉妹」が18.6%、「夫」が15.9%、「息子」が4.8%、「娘」が2.3%の順であった。

表 17 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	395	374	296	31	90	43	2	3	345	11	6	266	4	1,866
構成割合	21.3%	20.2%	15.9%	1.7%	4.8%	2.3%	0.1%	0.2%	18.6%	0.6%	0.3%	14.3%	0.2%	-

(注)構成割合は、虐待者数1,856人に対するもの。被虐待者が複数の場合、1人の虐待者が複数の続柄に計上される場合があるため、虐待者数1,856人と一致しない。

## (7) 虐待への対応策

### ア. 分離の有無 (表 18)

虐待への対応として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例（複数の被虐待者がいる場合に一方では分離を行い、他方では分離を行わなかった事例 5 件を含む）」が 699 件（41.9%）の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例（複数の被虐待者がいる場合に一方では分離を行い、他方では分離を行わなかった事例 5 件を含む）」は 740 件（44.4%）であった。

表 18 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	694	41.6%
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	5	0.3%
被虐待者と虐待者を分離していない事例（一度も分離していない事例）	735	44.1%
現在対応について検討・調整中の事例	91	5.5%
その他	141	8.5%
合計	1,666	100.0%

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数1,666件に対するもの。

### イ. 分離を行った事例における対応の内訳 (表 19)

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 39.2%と最も多く、次いで「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 18.9%、「医療機関への一時入院」が 14.6%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 10.6%の順であった。また、分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例は、37.6%であった。

表 19 分離を行った事例における対応の内訳

	件数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	274	39.2%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	74	10.6%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	132	18.9%
医療機関への一時入院	102	14.6%
その他	117	16.7%
合計	699	—
分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例	263	37.6%

(注) 構成割合は、分離を行った事例件数699件に対するもの。

### ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳 (表 20)

分離を行っていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が 53.2%と最も多く、次いで「見守りのみ」が 27.9%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 14.6%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 10.2%であった。

表 20 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答：「見守りのみ」以外）

	件数	%
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	391	53.2%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	20	2.7%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	75	10.2%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	107	14.6%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	52	7.1%
その他	84	11.4%
見守りのみ	205	27.9%
	934	-

(注)構成割合は、分離していない事例件数735件に対するもの。

### エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「利用開始済み」が66件、「利用手続き中」が55件であり、これらを合わせた121件のうち、市町村長申立の事例は59件(48.8%)であった。

また、「日常生活自立支援事業の利用」は63件であった。

#### (8) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例のうち、平成26年4月1日～平成27年3月31日に発生し、市区町村で把握している事例について情報提供を求めたところ、3件の事例(被害者3人)が報告された。事件形態は、「養護者による被養護者の殺人」が1件、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」が2件であった。

被虐待者の性別は「男性」が3人、年齢は「30～34歳」が1人、「35～39歳」が1人、「50～54歳」が1人、障害種別は、「知的障害」のある人が2人、「身体障害」と「知的障害」のある人が1人であった。

虐待者の性別は「女性」が2人、「男性」が1人であり、続柄は「母」が2人、「兄弟姉妹」が1人であった。

被虐待者のサービスの利用状況は、障害福祉サービスを利用していた者が1人であった。

## 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

### 2-1 市区町村における対応状況等

#### (1) 相談・通報対応件数(表21)

平成26年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、1,746件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が1,478件、都道府県が受け付けた件数が268件であった。

表 21 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	71	東京都	197	滋賀県	35	香川県	22
青森県	23	神奈川県	201	京都府	23	愛媛県	9
岩手県	4	新潟県	5	大阪府	147	高知県	7
宮城県	35	富山県	10	兵庫県	93	福岡県	73
秋田県	11	石川県	20	奈良県	14	佐賀県	15
山形県	12	福井県	8	和歌山県	22	長崎県	38
福島県	13	山梨県	11	鳥取県	21	熊本県	24
茨城県	22	長野県	37	島根県	21	大分県	14
栃木県	7	岐阜県	21	岡山県	25	宮崎県	15
群馬県	33	静岡県	32	広島県	37	鹿児島県	28
埼玉県	49	愛知県	75	山口県	10	沖縄県	24
千葉県	77	三重県	27	徳島県	28	合計	1,746

(2) 相談・通報者 (表 22)

「本人による届出」が 23.7%と最も多く、次いで「家族・親族」による通報が 14.8%だった。当該施設・事業所の設置者・管理者、事業所職員からの通報は、合わせて 22.2%、また、相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等からは 11.6%だった。一方、当該施設・事業所元職員からの通報も 4.5%であった。

表 22 相談・通報者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者・管理者	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計
件数	413	259	96	2	16	3	203	238	79	151	19	12	3	161	187	1,842
構成割合	23.7%	14.8%	5.5%	0.1%	0.9%	0.2%	11.6%	13.6%	4.5%	8.6%	1.1%	0.7%	0.2%	9.2%	10.7%	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数1,746件に対するもの。

(3) 市区町村における事実確認の状況 (表 23)

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 1,478 件、都道府県から連絡のあった 168 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 53 件の計 1,699 件うち、「事実確認調査を行った」が 1,232 件 (72.5%)、「事実確認調査を行っていない」が 474 件 (27.9%) であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 318 件 (25.8%) である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 548 件 (44.5%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 366 件 (29.7%) であったが、後者のうち 40 件については、さらに都道府県による事実確認調査が必要とされる事案として、都道府県に報告されている。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 278 件 (58.6%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 70 件 (14.8%) であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 29 件 (6.1%) であった。

表 23 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	1,232	72.5%
虐待の事実が認められた事例	318	25.8%
虐待の事実が認められなかった事例	548	44.5%
虐待の判断に至らなかった事例	366	29.7%
事実確認調査を行っていない事例	474	27.9%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	278	58.6%
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例	70	14.8%
都道府県へ事実確認調査を依頼	29	6.1%
その他	97	20.5%
合計	1,706	100.4%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数1,478件、県から市区町村へ連絡された件数168件、昨年度、市区町村において検討中だった事案53件)の合計1,699件に対するもの。なお、複数の市区町村にまたがる事案があるため、1,699件とは一致しない。

#### (4) 都道府県への報告 (表 24)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

平成 26 年度において、市区町村から都道府県へ 341 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 274 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 67 件であった。

表 24 都道府県が市区町村から受け付けた報告件数 (平成 26 年度)

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	274	80.4%
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	67	19.6%
合計	341	100.0%

(注)構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数341件に対するもの。

なお、虐待の事実が認められた事例274件と更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例67件において、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため表23と一致しない。

## 2-2 都道府県における対応状況等

### (1) 市区町村から都道府県へ報告があった事例 (表 25)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」と報告があった事例 70 件のうち、64 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 19 件、「虐待ではないと判断した事例」が 19 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 26 件であった。

表 25 市区町村から報告された事例への都道府県の対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	19	27.1%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	19	27.1%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	26	37.2%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	6	8.6%
合計	70	100.0%

(注)構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事案件数67件に、平成25年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)で、当該年度に事実確認を行った事例を加えた70件に対するもの。

### (2) 都道府県が直接把握した事例 (表 26)

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例 268 件のうち、67 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 18 件、「虐待でない」と判断した事例」が 28 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 21 件であった。

表 26 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

	件数	構成割合
都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	268	-
計	268	-
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	18	6.7%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	28	10.4%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	21	7.8%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	5	1.9%
事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	44	16.4%
合計	116	-

(注)構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事案件数268件に対するもの。ただし、市区町村へ連絡した168件の事例等があるため、268件と一致しない。

### (3) 虐待の事実が認められた事例件数 (表 27、表 28)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が 274 件、都道府県と共同して事実確認を行った事例が 19 件、都道府県が直接把握した事例が 18 件であり、これらを合わせた総数は、311 件であった。これを都道府県別にみると表 28 のとおりである。

表 27 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村と都道府県が共同で事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	274	19	18	311

表 28 都道府県別にみた障害者福祉施設等による虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	9	東京都	26	滋賀県	9	香川県	1
青森県	3	神奈川県	15	京都府	9	愛媛県	1
岩手県	0	新潟県	1	大阪府	27	高知県	1
宮城県	9	富山県	1	兵庫県	18	福岡県	7
秋田県	2	石川県	2	奈良県	2	佐賀県	5
山形県	5	福井県	5	和歌山県	5	長崎県	14
福島県	2	山梨県	1	鳥取県	2	熊本県	5
茨城県	3	長野県	6	島根県	9	大分県	1
栃木県	0	岐阜県	0	岡山県	5	宮崎県	10
群馬県	10	静岡県	7	広島県	9	鹿児島県	1
埼玉県	9	愛知県	16	山口県	1	沖縄県	8
千葉県	20	三重県	4	徳島県	5	合計	311

### 2-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた311件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

#### (1) 施設・事業所の種別 (表 29)

「障害者支援施設」が24.4%と最も多く、次いで「就労継続支援B型」と「共同生活援助」がそれぞれ14.5%、「生活介護」が12.9%の順であった。

表 29 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	76	24.4%
居宅介護	12	3.9%
重度訪問介護	1	0.3%
同行援護	0	0.0%
行動援護	0	0.0%
療養介護	7	2.2%
生活介護	40	12.9%
短期入所	13	4.2%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立訓練	3	1.0%
就労移行支援	4	1.3%
就労継続支援A型	22	7.1%
就労継続支援B型	45	14.5%
共同生活援助	45	14.5%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	1	0.3%
移動支援事業	3	1.0%
地域活動支援センターを運営する事業	6	1.9%
福祉ホームを運営する事業	1	0.3%
児童発達支援	2	0.6%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	30	9.6%
保育所等訪問支援	0	0.0%
障害児相談支援事業	0	0.0%
合計	311	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待が認定された事例件数311件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には「のぞみの園」を含む。

## (2) 虐待行為の種類 (表 30)

虐待行為の種類 (複数回答) は、「身体的虐待」が 57.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 42.4%、「性的虐待」が 13.5%であった。

表 30 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	180	42	132	8	26	388
構成割合	57.9%	13.5%	42.4%	2.6%	8.4%	—

（注）構成割合は、虐待判断事例件数311件に対するもの。

### （3）被虐待障害者の状況

被虐待障害者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の6件を除く305件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待障害者が複数の場合があるため、305件の事例に対し被虐待障害者数は525人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

#### ア. 被虐待者の性別及び年齢（表31、表32）

性別については、「男性」が61.3%、「女性」が38.7%と、全体の6割が「男性」であった。

年齢については、「20～29歳」が22.1%と最も多く、次いで「40～49歳」が20.0%、「30～39歳」が19.4%であった。

表 31 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	322	203	525
構成割合	61.3%	38.7%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く305件の事例を集計

表 32 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	77	116	102	105	58	24	20	23	525
構成割合	14.7%	22.1%	19.4%	20.0%	11.0%	4.6%	3.8%	4.4%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く305件の事例を集計

#### イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表33）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が75.6%と最も多く、次いで「身体障害」が21.9%、「精神障害」が13.5%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数525人と一致しない。

表 33 被虐待障害者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
人数	115	397	71	12	0	595
構成割合	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%	-

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く305件の事例を集計

**ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 34、表 35）**

被虐待障害者 525 人のうち、障害支援区分のある者が 67.4%を占めていた。「区分6」が全体の 21.5%と最も多く、次いで「区分5」が 15.8%であり、「区分4」が 12.2%であった。また、行動障害がある者が全体の 25.7%を占めていた。

表 34 被虐待障害者の障害支援区分認定済みの者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	6	30	58	64	83	113	94	77	525
構成割合	1.1%	5.7%	11.1%	12.2%	15.8%	21.5%	17.9%	14.7%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く305件の事例を集計

表 35 行動障害の有無

	強い行動障害 （区分3、 行動関連 項目8点 以上）	認定調査 は受けて いない が、強い 行動障害 がある	行動障害 がある	行動障害 なし	行動障害 の有無が 不明	合計
人数	74	7	54	135	255	525
構成割合	14.1%	1.3%	10.3%	25.7%	48.6%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く305件の事例を集計

**（4）虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況**

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった 13 件を除く 298 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、298 件の事例に対し虐待者数は 358 人であった。

**ア. 虐待者の性別及び年齢（表 36、表 37）**

「男性」が 76.3%、「女性」が 23.7%であった。年齢については、「40～49 歳」が 19.8%と最も多く、次いで「50～59 歳」と「60 歳以上」が 18.2%であった。

表 36 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

	男性	女性	合計
人数	273	85	358
構成割合	76.3%	23.7%	100.0%

(注)虐待者が特定できなかつた13件を除く298件の事例を集計

表 37 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	47	64	71	65	65	46	358
構成割合	13.1%	17.9%	19.8%	18.2%	18.2%	12.8%	100.0%

(注)虐待者が特定できなかつた13件を除く298件の事例を集計

#### イ. 虐待者の職種 (表 38)

「生活支援員」が45.8%、「その他従事者」が12.8%、「管理者」が10.1%、「サービス管理責任者」が7.5%であった。

表 38 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	27	7.5%
その他従事者	46	12.8%
管理者	36	10.1%
医師	0	0.0%
設置者・経営者	17	4.8%
看護職員	5	1.4%
生活支援員	164	45.8%
理学療法士	0	0.0%
作業療法士	1	0.3%
言語聴覚士	1	0.3%
職業指導員	17	4.7%
就労支援員	3	0.8%
サービス提供責任者	0	0.0%
世話人	19	5.3%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	0	0.0%
地域移行支援員	0	0.0%
指導員	10	2.8%
保育士	4	1.1%
児童発達支援管理責任者	1	0.3%
機能訓練担当職員	0	0.0%
児童指導員	2	0.6%
栄養士	0	0.0%
調理員	0	0.0%
訪問支援員	0	0.0%
居宅介護従事者	5	1.4%
重度訪問介護従事者	0	0.0%
行動援護従事者	0	0.0%
合計	358	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった13件を除く298件の事例を集計

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表 39-1、表 39-2、表 39-3)

都道府県又は市区町村が、虐待の事実が認められた事例 311 件のうち、平成 26 年度末までにおいて行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等 (複数回答) は、「施設等に対する指導」が 187 件、「改善計画提出依頼」が 127 件、「従事者への注意・指導」が 67 件であった。

表 39-1 市区町村による指導等 (複数回答)

		件数
市区町村による指導等	施設等に対する指導	187
	改善計画提出依頼	127
	従事者への注意・指導	67

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成 26 年度末までに障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が 188 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 33 件であった。その他都道府県等による一般指導は、163 件であった。

表 39-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	188
	改善勧告	33
	公表	0
	改善命令	6
	指定の全部・一部停止	8
	指定取消	0
	合計	235
都道府県・政令市・中核市等による指導	一般指導	163

当該施設等における改善措置 (複数回答) としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 250 件、「勧告・命令等への対応」が 46 件であった。

表 39-3 当該施設等における改善措置 (複数回答)

		件数
当該施設等における改善措置 (複数回答)	施設等からの改善計画の提出	250
	勧告・命令等への対応	46

(注)「施設等から改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善措置(118件)以外に、都道府県・指定・中核市等による一般指導を受けての改善措置の件数(132件)も含まれる。

### 3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等

#### (1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成26年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、664件であった。664件のうち、市区町村が受け付けた件数が405件、都道府県が受け付けた件数が259件であった。

#### (2) 相談・通報者（表40）

「本人による届出」が34.9%、「家族・親族」による通報が13.4%、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が11.6%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数664件に対する割合を記載している。

表40 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス従事者等	その他	不明	合計
件数	232	89	22	1	4	3	77	18	7	3	14	1	199	22	692
構成割合	34.9%	13.4%	3.3%	0.2%	0.6%	0.5%	11.6%	2.7%	1.1%	0.5%	2.1%	0.2%	30.0%	3.3%	—

(注) 構成割合は、相談・通報件数664件に対するもの。

### 4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等

#### (1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成26年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待に関する相談・通報件数は、323件であった。323件のうち、市区町村が受け付けた件数が267件、都道府県が受け付けた件数が56件であった。

#### (2) 相談内容に該当する機関（表41）

(1)の相談内容に該当する機関は「医療機関」が24.8%、「官公署」が12.4%、「学校」が9.3%であった。

表41 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
保育所等	2	0.6%
学校	30	9.3%
医療機関	80	24.8%
官公署	40	12.4%
その他	152	47.1%
不明	19	5.8%
合計	323	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数323件に対するもの。

### (3) 相談の対応状況 (表 42)

(1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継いだ事例が 101 件であった。101 件のうち、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 23 件、「官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 23 件、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 18 件であった。また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継がなかった事例が 222 件であり、そのうち「相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介の対応不用と判断した事例」が 128 件であった。

表 42 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
該当機関等に引き継いだ事例	101	31.3%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	3	3.0%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	23	22.8%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	18	17.8%
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	23	22.8%
その他	34	33.6%
該当機関等に引き継いでいない事例	222	68.7%
相談者に相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等を紹介した事例	66	29.7%
相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介等の対応不用と判断した事例	128	57.7%
その他	28	12.6%
合計	323	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数323件に対するもの。

## 5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 26 年度末の状況を調査した。

### (1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

#### ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況 (表 43)

障害者虐待防止センター（法 32 条）については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約 8 割、委託のみが行っている市区町村は約 1 割であった。

表 43 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について（平成 26 年度末）

			該当
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市町村数	1,370
		構成割合	78.9%
	委託のみ	市町村数	154
		構成割合	8.9%
	直営と委託の両方	市町村数	213
		構成割合	12.2%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 44）

平成 26 年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の 16 の項目について回答を求めたため、その結果を表 44 に示す。

表 44 市区町村における体制整備等に関する状況（平成 26 年度末）

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	1,441	296	
	構成割合	83.0%	17.0%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	592	1,145	
	構成割合	34.1%	65.9%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	1,256	481	
	構成割合	72.3%	27.7%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	898	839	
	構成割合	51.7%	48.3%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	937	800	
	構成割合	53.9%	46.1%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市町村数	568	1,169	
	構成割合	32.7%	67.3%	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク	市町村数	879	858	
	構成割合	50.6%	49.4%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市町村数	645	1,092
		構成割合	37.1%	62.9%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市町村数	423	1,314
		構成割合	24.4%	75.6%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	879	858	
	構成割合	50.6%	49.4%	
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町村数	550	1,187	
	構成割合	31.7%	68.3%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	789	948	
	構成割合	45.4%	54.6%	
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	848	889	
	構成割合	48.8%	51.2%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市町村数	586	1,151
		構成割合	33.7%	66.3%
	業務指針の作成	市町村数	370	1,367
		構成割合	21.3%	78.7%
	対応フロー図の作成	市町村数	662	1,075
		構成割合	38.1%	61.9%
事例集の作成	市町村数	85	1,652	
	構成割合	4.9%	95.1%	
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	651	1,086	
	構成割合	37.5%	62.5%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	432	1,305
		構成割合	24.9%	75.1%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	406	1,331
		構成割合	23.4%	76.6%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	312	1,425
		構成割合	18.0%	82.0%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	309	1,428
		構成割合	17.8%	82.2%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	715	1,022	
	構成割合	41.2%	58.8%	

注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況 (表 45)

障害者権利擁護センター (法 36 条) については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみが行っている都道府県は 2 割強を占めた。

表 45 障害者権利擁護センターの設置状況について (平成 26 年度末)

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	30
		構成割合	63.8%
	委託のみ	都道府県数	11
		構成割合	23.4%
	直営と委託の両方	都道府県数	6
		構成割合	12.8%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表 46)

平成 26 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の 17 の項目について回答を求めたため、その結果を表 46 に示す。

表 46 都道府県における体制整備等に関する状況 (平成 26 年度末)

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	47	0	
	構成割合	100.0%	0.0%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	28	19	
	構成割合	59.6%	40.4%	
障害者権利擁護センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	47	0	
	構成割合	100.0%	0.0%	
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	35	12	
	構成割合	74.5%	25.5%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	1	
	構成割合	97.9%	2.1%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	0	47	
	構成割合	0.0%	100.0%	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず、既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	33	14	
	構成割合	70.2%	29.8%	
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	19	
	構成割合	59.6%	40.4%	
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	46	1	
	構成割合	97.9%	2.1%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	19	28	
	構成割合	40.4%	59.6%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	42	5	
	構成割合	89.4%	10.6%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	43	4	
	構成割合	91.5%	8.5%	
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	14	
	構成割合	70.2%	29.8%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数 構成割合	27 57.4%	20 42.6%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	都道府県数 構成割合	23 48.9%	24 51.1%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	都道府県数 構成割合	25 53.2%	22 46.8%
	業務指針の作成	都道府県数 構成割合	16 34.0%	31 66.0%
	対応フロー図の作成	都道府県数 構成割合	29 61.7%	18 38.3%
	事例集の作成	都道府県数 構成割合	9 19.1%	38 80.9%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	24	23	
	構成割合	51.1%	48.9%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	12 25.5%	35 74.5%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	14 29.8%	33 70.2%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	12 25.5%	35 74.5%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	10 21.3%	37 78.7%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。